

平成 24 年 12 月第 4 回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 招 集 告 示 | 11月22日(木) |
| (2) 開 会 | 12月4日(火) |

2 提出案件

- | | |
|---------------|------|
| (1) 報 告 | 8 件 |
| ・ 専決処分 | 8 件 |
| (2) 条 例 | 3 件 |
| (3) 予 算 | 7 件 |
| (4) 指定管理者の指定 | 2 件 |
| (5) 財 産 の 取 得 | 1 件 |
| (6) 市道の路線の認定 | 1 件 |
| (7) 訴 え の 提 起 | 1 件 |
| 計 | 23 件 |

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分 8 件】

- 1 報告第 34 号 専決処分の承認について (平成 24 年度土浦市一般会計補正予算(第 4 回))
- 2 報告第 35 号 専決処分の承認について (平成 24 年度土浦市一般会計補正予算(第 5 回))
- 3 報告第 36 号 専決処分の報告について (和解について)
- 4 報告第 37 号 専決処分の報告について (和解について)
- 5 報告第 38 号 専決処分の報告について (和解について)
- 6 報告第 39 号 専決処分の報告について (和解について)
- 7 報告第 40 号 専決処分の報告について (和解について)
- 8 報告第 41 号 専決処分の報告について (和解について)

議案

【条例 3 件】

- 1 議案第 71 号 土浦市議会政務調査費の交付に関する条例及び土浦市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 2 議案第 72 号 土浦市都市公園条例の一部改正について
- 3 議案第 73 号 土浦市役所の位置を定める条例の全部改正について

【予算 7 件】

- 1 議案第 74 号 平成 24 年度土浦市一般会計補正予算 (第 6 回)
- 2 議案第 75 号 平成 24 年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- 3 議案第 76 号 平成 24 年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)
- 4 議案第 77 号 平成 24 年度土浦市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- 5 議案第 78 号 平成 24 年度土浦市下水道会計補正予算(第 1 回)
- 6 議案第 79 号 平成 24 年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)
- 7 議案第 80 号 平成 24 年度土浦市水道事業会計補正予算 (第 1 回)

【指定管理者の指定 2 件】

- 1 議案第 81 号 土浦市農業センターの指定管理者の指定について
- 2 議案第 82 号 土浦市生涯学習館の指定管理者の指定について

【財産の取得 1 件】

- 1 議案第 83 号 財産の取得について

【市道の認定 1 件】

- 1 議案第 84 号 市道の路線の認定について

【訴えの提起 1 件】

- 1 議案第 85 号 訴えの提起について

平成 24 年第 4 回市議会定例会 報告

【報 告】 (8件)

1 報告第34号 専決処分の承認について (平成24年度 土浦市一般会計補正予算 (第4回))

予算総括表

千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	48,999,688	43,000	49,042,688
会計(全会計)	84,372,582	43,000	84,415,582

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰越金	146,275	43,000	189,275
	合 計	48,999,688	43,000	49,042,688
歳出	総務費	4,972,787	43,000	5,015,787
	合 計	48,999,688	43,000	49,042,688

専決処分日 平成 24 年 9 月 27 日

☆補正予算の内容

- ・法人市民税において、予定申告による納税額の確定申告に伴う税額更正減により生じた還付金の増 (43,000 千円)

2 報告第35号 専決処分の承認について (平成24年度 土浦市一般会計補正予算 (第5回))

予算総括表

千円

会計別	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	49,042,688	52,954	49,095,642
会計(全会計)	84,415,582	52,954	84,468,536

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	県支出金	2,655,908	52,954	2,708,862
	合 計	49,042,688	52,954	49,095,642
歳出	総務費	5,018,214	52,954	5,071,168
	合 計	49,042,688	52,954	49,095,642

専決処分日 平成 24 年 11 月 16 日

☆補正予算の内容

- ・衆議院選挙の執行経費の増 (52,954 千円)

3 報告第36号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年2月1日 午後2時00分頃
事故発生場所	土浦市常名806番地先(市道)
相手方	(所有者) 筑西市 女性 (使用者) 筑西市 男性
原因・状況等	公用車(道路補修事務所用務中)が走行中、前方より走行してきた相手方車両と接触し双方の車両の一部を破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 91,600円(相手側損害額 229,000円×40%) 相手側の損害賠償額 808,800円(市側損害額 1,348,000円×60%) 土浦市と相手側の賠償額を相殺し、相手側が土浦市に717,200円を支払う。 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年9月21日

4 報告第37号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年8月22日 午後6時00分頃
事故発生場所	土浦市木田余2560番地先(市道木田余116号線)
相手方	かすみがうら市 男性
原因・状況等	相手方車両が走行中、市道面と集水桝に生じていた段差により、車体の一部が破損した。
和解内容	損害賠償額 45,041円(相手側損害額 150,137円×30%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年9月21日

5 報告第38号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年8月6日 午前10時00分頃
事故発生場所	土浦市大畑1510番地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が走行中、対向車を避け道路脇に寄った際、地盤の沈下等のため地表より突出していた下水道マンホールに接触し、車両の一部を破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 81,000円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年10月1日

6 報告第39号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年8月24日 午前11時30分頃
事故発生場所	土浦市中村南1-25-15(土浦第三中学校敷地内)
相手方	稲敷郡阿見町 女性
原因・状況等	公用車(中学校用務中)が、中学校敷地内駐車場においてバックで移動した際、駐車中の相手方車両に接触し、車両の一部を破損した。
和解内容	損害賠償額 351,571円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年10月3日

7 報告第40号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年10月12日 午後3時40分頃
事故発生場所	土浦市木田余3145-1番地先(市道木田余202号線)
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方車両が走行中、店舗駐車場に進入した際、道路側溝の蓋が崩れ、車両の一部を破損した。
和解内容	損害賠償額 18,994円 その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年10月19日

8 報告第41号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生年月日	平成24年10月19日 午前6時40分頃
事故発生場所	土浦市 木田余 659-10 番地先 (市道I級-18号線)
相手方	小美玉市 男性
原因・状況等	相手方車両が走行中、前方を走る2t車が舗装破損箇所を通過した際に跳ね上がった舗装塊に接触し、車両の一部を破損した。
和解内容	損害賠償額 3,045円 (相手側損害額 6,090円×50%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成24年11月2日

平成 24 年第 4 回市議会定例会 議案

【条 例】（3 件）

1 議案第 7 1 号 土浦市議会政務調査費の交付に関する条例及び土浦市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

改正の趣旨	地方自治法の一部改正により、政務調査費についての改正が行われたことに伴い関係する「土浦市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「土浦市特別職報酬等審議会条例」を一括して所要の改正をする。
改正の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> ○土浦市議会政務調査費の交付に関する条例①及び土浦市特別職報酬等審議会条例②の政務調査費に関する改正 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>○名称の変更(①, ②)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更前</div> 政務調査費 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更後</div> 政務活動費 </div> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>○使途基準についての規定について(①)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更前</div> 規則で規定 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更後</div> 条例で規定 </div> </div> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>○交付目的についての変更(①)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更前</div> 調査研究に資する ための必要な 経費 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">変更後</div> 調査研究その他の 活動に資するため の経費 </div> </div> </div> <div> <p>○新たに議長の政務活動費に対する調査権に関する規定追加(①)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 議長は政務活動費の適正な運用を期するため、 収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、その使途の透明性の確保に努める </div> </div>
施行日	平成 25 年 3 月 1 日予定（地方自治法の施行日に合わせる）

2 議案第72号 土浦市都市公園条例の一部改正について

改正の趣旨	霞ヶ浦総合公園のテニスコート(庭球コート・壁打ち練習コート・ゲートボールコート・会議室)について、土浦市産業文化事業団から土浦市に管理移行されるに伴う所要の改正																																																			
改正の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○テニスコート(霞ヶ浦総合公園内の庭球コート・壁打ち練習コート・ゲートボールコート・会議室)の規定を条例(別表)に追加</p> </div> <p>○有料公園施設の種類の種類(別表1)についてテニスコートを追加する。</p> <p>別表1(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">都市公園の名称</th> <th colspan="3">有料公園施設の種類の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">霞ヶ浦運動公園</td> <td style="text-align: center;">テニスコート</td> <td style="text-align: center;">庭球コート</td> <td style="text-align: center;">壁打ち練習コート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ゲートボールコート</td> <td style="text-align: center;">会議室</td> </tr> </tbody> </table> <p>○テニスコートの施設利用料金(別表3)について追加する。</p> <p>別表3(抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">庭球コート</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="3">使用料(2時間ごと)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">9:00～17:00</th> <th style="width: 15%;">17:00～19:00</th> <th style="width: 15%;">19:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市内</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,420円</td> <td style="text-align: center;">1,840円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市外</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">2,420円</td> <td style="text-align: center;">2,840円</td> </tr> <tr> <td>有料壁打ち</td> <td style="text-align: center;">1面1時間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゲートボールコート</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1面につき</td> <td style="text-align: center;">9:00～17:00</td> <td style="text-align: center;">17:00～19:00</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,530円</td> <td style="text-align: center;">2,040円</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1面1時間</td> <td style="text-align: center;">9:00～12:00</td> <td style="text-align: center;">13:00～17:00</td> <td style="text-align: center;">18:00～21:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">610円</td> <td style="text-align: center;">820円</td> <td style="text-align: center;">1,020円</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○指定管理者に関する項目を追加</p> </div> <p>○追加される項目</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料公園施設の利用許可者として、指定管理者を追加 ・ 監督処分条の条文に指定管理者の権限を追加 ・ 指定管理者の業務内容を明示 ・ 指定管理者の指定方法について明示 </div>	都市公園の名称	有料公園施設の種類の種類			霞ヶ浦運動公園	テニスコート	庭球コート	壁打ち練習コート			ゲートボールコート	会議室	庭球コート	区分	使用料(2時間ごと)			9:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00		市内	1,000円	1,420円	1,840円		市外	2,000円	2,420円	2,840円	有料壁打ち	1面1時間	100円			ゲートボールコート	1面につき	9:00～17:00	17:00～19:00	/	1,530円	2,040円	/	会議室	1面1時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	610円	820円	1,020円
都市公園の名称	有料公園施設の種類の種類																																																			
霞ヶ浦運動公園	テニスコート	庭球コート	壁打ち練習コート																																																	
		ゲートボールコート	会議室																																																	
庭球コート	区分	使用料(2時間ごと)																																																		
		9:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00																																																
	市内	1,000円	1,420円	1,840円																																																
	市外	2,000円	2,420円	2,840円																																																
有料壁打ち	1面1時間	100円																																																		
ゲートボールコート	1面につき	9:00～17:00	17:00～19:00	/																																																
		1,530円	2,040円	/																																																
会議室	1面1時間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00																																																
		610円	820円	1,020円																																																
施行日	平成25年4月1日																																																			

3 議案第73号 土浦市役所の位置を定める条例の全部改正について

改正の趣旨	土浦市役所の移設に伴う条例の全部改正
改正の内容	<p data-bbox="475 264 1241 421">○地方自治法第4条の規定により、その事務所の位置を条例で定めなければならないことから、新庁舎整備による市庁舎の移転に伴い市役所の所在表示を変更する。</p> <p data-bbox="555 510 890 544">○市役所の位置を変更する</p> <div data-bbox="459 479 1262 891"><p data-bbox="560 568 671 622">変更前</p><p data-bbox="560 629 1098 689">下高津1丁目20番35号</p><p data-bbox="826 703 874 763">↓</p><p data-bbox="560 741 671 795">変更後</p><p data-bbox="560 786 1107 846">大和町9番1号</p></div>
施行日	この条例の施行期日は、規則で定める。

【予 算】 (7件)

- 1 議案第74号 平成24年度土浦市一般会計補正予算(第6回)
- 2 議案第75号 平成24年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 3 議案第76号 平成24年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 4 議案第77号 平成24年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 5 議案第78号 平成24年度土浦市下水道特別会計補正予算(第1回)
- 6 議案第79号 平成24年度土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計補正予算(第1回)
- 7 議案第80号 平成24年度 土浦市水道事業会計補正予算(第1回)

予算総括表

千円

会計別		補正前の額	補正額	補正後計
一般会計		49,095,642	2,420,389	51,516,031
特別会計	国民健康保険	15,307,157	△ 5,221	15,301,936
	後期高齢	1,245,741	△ 3,217	1,242,524
	介護保険	8,486,175	△ 8,034	8,478,141
	下水道	5,187,853	118,414	5,306,267
	駅北開発	57,071	△ 7,850	49,221
	水道	4,417,185	14,710	4,431,895
会計(全会計)		84,468,536	2,529,191	86,997,727

一般会計歳入歳出予算

千円

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	分担金及び負担金	695,695	4,183	699,878
	国庫支出金	5,899,918	271,573	6,171,491
	県支出金	2,708,862	74,029	2,782,891
	繰入金	190,656	1,484,860	1,675,516
	繰越金	189,275	339,144	528,419
	市債	7,297,500	246,600	7,544,100
	合 計	49,095,642	2,420,389	51,516,031
歳出	議会費	410,214	2,968	413,182
	総務費	5,071,168	1,474,255	6,545,423
	民生費	15,432,022	253,993	15,686,015
	衛生費	3,596,962	23,599	3,620,561
	農林水産費	782,612	9,844	792,456
	商工課	1,242,237	69,237	1,311,474
	土木費	7,395,471	93,350	7,488,821
	消防費	2,057,821	△ 45,824	2,011,997
	教育費	6,088,048	538,967	6,627,015
	合 計	49,095,642	2,420,389	51,516,031

☆ 補正予算の主なもの

- ・新庁舎整備事業(土地建物の取得費等の増 1,549,540千円)
- ・障害者自立支援事業(障害者自立支援法に基づくサービス利用増による扶助費の増 227,368千円)
- ・保育所管理運営事業(児童数増による民間保育所入所委託料等の増 67,739千円)
- ・道路維持補修事業(小規模補修工事に係る(震災影響を含む)工事請負費の増 80,000千円)
- ・小学校施設エアコン整備事業(市内18校のエアコン整備のための工事請負費の増 496,570千円)

【参考】**地方自治法第 244 条の 2 第 6 項**

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【指定管理者の指定】（2 件）**議案第 8 1 号 土浦市農業センターの指定管理者の指定について****議案第 8 2 号 土浦市生涯学習館の指定管理者の指定について**

施設の名称	団体の名称	指定期間
土浦市農業センター 土浦市永井本郷入会地字離山番外 1	財団法人土浦市農業公社	H25. 4. 1～H30. 3. 31
土浦市生涯学習館 土浦市文京町 9 番 2 号	財団法人土浦市産業文化事業団	H25. 4. 1～H28. 3. 31

☆ 指定管理委託に係る債務負担行為について

事 項	期 間	限度額
土浦市農業センター指定管理者指定管理料	平成 25 年度から 平成 29 年度まで	24,705 千円
土浦市生涯学習館指定管理料	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	127,295 千円

【財産の取得】（1件）

1 議案第83号 土浦市新庁舎整備事業に伴う土地建物の取得について

区 分	事 項																			
取 得 の 目 的	土浦市新庁舎整備事業に伴う土地建物取得																			
所 在	土浦市大和町1番及び8番の各一部																			
地 目	宅 地																			
	土地 5,878.25㎡ 相当 (内訳) 【土浦市大和町1番の一部】 9,220.95㎡の敷地権 (割合:100万分の635,866) 【土浦市大和町8番の一部】 980.30㎡の敷地権 (割合:100万分の15,283) 建物 34,993.47㎡ (内訳) 【土浦市大和町1番の一部】 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 31階建ての一部延べ床面積34,899.08㎡ 【土浦市大和町8番の一部】 鉄骨造陸屋根地下1階付 8階建ての一部延べ床面積94.39㎡																			
取 得 の 方 法	随意契約																			
買 収 価 格	1,484,859,949円 (内訳) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width:30%;">(株)イトーヨーカ堂</td> <td style="width:20%;">土地</td> <td style="width:50%;">201,500,000円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>418,500,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>620,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ウ ラ ラ 共 有 者</td> <td>土地</td> <td>273,309,954円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>591,549,995円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>864,859,949円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合 計</td> <td>土地</td> <td>474,809,954円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1,010,049,995円</td> </tr> </tbody> </table>	(株)イトーヨーカ堂	土地	201,500,000円	建物	418,500,000円	計	620,000,000円	ウ ラ ラ 共 有 者	土地	273,309,954円	建物	591,549,995円	計	864,859,949円	合 計	土地	474,809,954円	建物	1,010,049,995円
(株)イトーヨーカ堂	土地		201,500,000円																	
	建物		418,500,000円																	
	計	620,000,000円																		
ウ ラ ラ 共 有 者	土地	273,309,954円																		
	建物	591,549,995円																		
	計	864,859,949円																		
合 計	土地	474,809,954円																		
	建物	1,010,049,995円																		
取 得 の 相 手 方	株式会社イトーヨーカ堂及びウララ地権者36名																			

【市道の路線の認定】（1件）

議案第84号 市道の路線の認定について

1	おおつ野八丁目 24 号線	概要	個人の開発行為(11 区画)に伴う認定
		起点	自 おおつ野八丁目 168-22
		終点	至 おおつ野八丁目 168-23
		幅員	6.00m
		延長	145.00m
2	木田余 212 号線	概要	民間業者(7 区画)に伴う認定
		起点	自 東若松町 3970-41
		終点	至 東若松町 3970-35
		幅員	6.00m
		延長	60.47m
3	若松 55 号線	概要	民間業者 (6 区画) に伴う認定
		起点	自 東都和町 4019-26
		終点	至 東都和町 4019-28
		幅員	6.00m
		延長	41.14m

【参考】

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第12号以外は省略)

十二 普通地方公共団体がその当時者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

【訴えの提起】(1件)

2 議案第85号 訴えの提起について

訴えの趣旨	・差押えた市税滞納者の信販業者に対する不当利得(過払金)返還請求権について、履行に応じない第三債務者(信販業者)に対する訴えの提起																																	
請求の相手方	東京都千代田区 信販業者																																	
請求の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="background-color: black; color: white;">請 求 額</th> <th style="background-color: black; color: white;">下記滞納額に充当</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">・甲乙丙丁戊は滞納者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">甲</td> <td style="border: 1px solid black;">過払金元本 630,202円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">返還時までに発生する利息5%</td> <td style="border: 1px solid black;">滞納額(H24.10末現在) 3,231,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">乙</td> <td style="border: 1px solid black;">過払金元本 1,056,063円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">返還時までに発生する利息5%</td> <td style="border: 1px solid black;">滞納額(H24.10末現在) 6,582,588円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">丙</td> <td style="border: 1px solid black;">過払金元本 358,229円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">返還時までに発生する利息5%</td> <td style="border: 1px solid black;">滞納額(H24.10末現在) 445,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">丁</td> <td style="border: 1px solid black;">過払金元本 901,697円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">返還時までに発生する利息5%</td> <td style="border: 1px solid black;">滞納額(H24.10末現在) 3,797,250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">戊</td> <td style="border: 1px solid black;">過払金元本 1,263,206円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">+</td> <td style="border: 1px solid black;">返還時までに発生する利息5%</td> <td style="border: 1px solid black;">滞納額(H24.10末現在) 4,542,500円</td> </tr> </tbody> </table>	請 求 額			下記滞納額に充当	・甲乙丙丁戊は滞納者				甲	過払金元本 630,202円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 3,231,200円	乙	過払金元本 1,056,063円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 6,582,588円	丙	過払金元本 358,229円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 445,000円	丁	過払金元本 901,697円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 3,797,250円	戊	過払金元本 1,263,206円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 4,542,500円
請 求 額			下記滞納額に充当																															
・甲乙丙丁戊は滞納者																																		
甲	過払金元本 630,202円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 3,231,200円																														
乙	過払金元本 1,056,063円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 6,582,588円																														
丙	過払金元本 358,229円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 445,000円																														
丁	過払金元本 901,697円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 3,797,250円																														
戊	過払金元本 1,263,206円	+	返還時までに発生する利息5%	滞納額(H24.10末現在) 4,542,500円																														

【参考】

